

町民の皆様へ

## 感染拡大を受けての対応について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、政府から1月7日に埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県を対象に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令され、13日には、栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県も対象区域に追加されました。期間は2月7日までとなっており、国民の皆様に対し感染対策の徹底が呼びかけられています。

県内では、特に今年に入ってから陽性者が急増していることから、佐賀県では、裏面に掲載しているとおり「医療環境を守るための非常警戒措置」を発表され、県民の皆様への協力を呼びかけられたところです。

本町でも、12月に4件、1月に6件（1月19日現在の件数）の陽性者が確認されています。最近の感染の多くは福岡由来で、鳥栖市、基山町での感染も拡大していることから、これらのまちと隣接する本町も予断を許さない状況となっています。

このような状況を乗り越えるためにも、マスクの着用や手洗いなどこれまでお願いしてきた感染予防策に加え、職場や家庭内での感染も増加しておりますので、身近な人同士でも十分な注意を払っていただくとともに、県境を越えた不要不急の外出はできる限り控えていただきますようお願いいたします。また、発熱など少しでも体調に異変がある場合は、躊躇せず早めに医療機関へご相談ください。

町といたしましては、引き続き緊張感を持って対策を講じてまいりますので、町民の皆様には大変ご不便をおかけしますが、引き続きご理解とご協力を何卒お願いいたします。また、感染された方、そのご家族などへの偏見、誹謗中傷ということが決してないよう併せてお願いいたします。

令和3年1月21日

みやき町長 末安 伸之

## ～ 佐賀県の方針「医療環境を守るための非常警戒措置」～

- 医療環境を守る。ステージ4には行かない。
- 近接している福岡県の状態をしっかりと注視。  
⇒今後とも、先手先手で取り組む。

県民の皆様へ ～ チーム佐賀オール佐賀で取り組みましょう ～

- 緊急事態宣言対象地域との不要不急の往来の自粛
- 県外での会食の自粛
- 職場（休憩や食事の時など）でマスクをとる場面に注意

飲食店の営業時間の短縮を要請します。

期間：1月21日（木）～2月7日（日）

営業時間：5時から20時まで 酒類の提供：11時から19時まで

## ～ 新型コロナウイルス感染症の診療・検査の流れ ～

- 発熱などの症状がある場合は、まずは、かかりつけ医など地域の身近な医療機関に電話でご相談ください。
- かかりつけ医がなく受診先を迷う場合は、「受診・相談センター」にお問い合わせください。

### 「受診・相談センター」

- ・ 午前8時30分から午後8時まで（土曜・日曜・祝日も対応）
- ・ 発熱等の症状がある方専用：0954-69-1102
- ・ その他一般相談用ダイヤル：0954-69-1103

みやき町役場 総務課

0942-89-1651